

子供及び女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動推進要綱の制定について

平成24年12月25日

例規（府対・刑総・地総）第125号

最近改正 令和3年3月29日例規（府対）第45号

この度、別記のとおり子供及び女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動推進要綱を制定し、平成25年1月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別記

子供及び女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動推進要綱

1 目的

この要綱は、性犯罪等の被疑者を早期に検挙し、及び性犯罪等の前兆とみられる声掛け等事案の段階で、その行為者を積極的に指導し、又は警告する先制・予防的活動を推進することにより、性犯罪等の被害の未然防止及び拡大防止を図ることを目的とする。

2 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 性犯罪等 子供の生命又は身体を害する犯罪並びに子供及び女性に対する性的犯罪（犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国公委規則第1号）第3条第8号に掲げる性的犯罪をいう。）をいう。
- (2) 声掛け等事案 声掛け、つきまといその他の性犯罪等の前兆とみられる事案をいう。
- (3) 先制・予防的活動 性犯罪等の被害を予防するため、性犯罪等又は声掛け等事案の行為者を先制的に検挙し、又は指導し、若しくは警告する活動をいう。

3 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集及び分析

警察本部の性犯罪等を取り扱う所属の長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、平素から、あらゆる警察活動を通じて、性犯罪等及び声掛け等事案の発生状況を把握するとともに、性犯罪等の前歴者、性的異常者等の情報の収集に努め、性犯罪等及び声掛け等事案の行為者を特定するため、行為の手口、現場の特徴、類似の事件又は事案との関連性等について分析すること。

(2) 行為者の早期の特定

警察署長等は、性犯罪等又は声掛け等事案が発生した場合は、迅速に聞込み、防犯カメラの映像の精査、よう撃等の必要な捜査又は調査を行い、性犯罪等又は声掛け等事案の行為者を早期に特定し、同一行為者による同種事案の発生を防止するように努めること。

(3) 検挙並びに指導及び警告の推進

警察署長等は、前記(2)により性犯罪等又は声掛け等事案の行為を行った疑いのある者を特定した場合は、所要の捜査又は調査を行った上で、法令違反が認められるときは、当該者を先制的に検挙し、法令違反に至らないとき又は法令違反に該当する事実の把握が困難なときは、更に重大かつ悪質な事案に発展するおそれがあることに鑑み、当該者を先制的に指導し、又は警告すること。

4 留意事項

(1) 被害者への適切な対応

性犯罪等及び声掛け等事案を取り扱うに際しては、その性質に鑑み、当該性犯罪等又は声掛け等事案の被害者の心情に配慮し、及び当該被害者の名誉、信用等を傷つけ、又は感情を害しないよう、言動に注意するとともに、個人情報等の管理及び秘密の保持を徹底すること。

(2) 部門間及び所属間の連携

警察署長等は、各部門及び関係所属と性犯罪等及び声掛け等事案の発生状況等に関する情報を共有する等、その連携を図ること。

(3) 関係機関・団体等との連携

性犯罪等及び声掛け等事案に係る情報を入手し、及び捜査又は調査への協力を確保するため、平素から関係機関・団体等との協力体制を確立し、緊密な連携に努めること。

(4) 指導及び警告の実施

性犯罪等又は声掛け等事案の行為者を指導し、及び警告するに際しては、当該犯罪又は事案の内容、行為者の人定事項等を確実に特定するとともに、可能な限り誓約書を徴する等により、その顛末を明らかにしておくこと。

(5) 声掛け等事案に係る調査

声掛け等事案に関して行う調査については、当該声掛け等事案の行為者が、犯罪に関わっていると思料される場合を除き、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく捜査としての手段によることができないことに留意すること。

(6) 適切な情報提供

警察署長は、地域安全情報の提供に関する要綱（平成19年12月27日例規（生総・務・総・地総・刑総・交総・備総）第88号）に定めるところにより性犯罪等及び声掛け等事案の発生状況等の情報を積極的に提供すること。この場合において、当該犯罪又は事案について、これらの行為者を検挙し、又は指導し、若しくは警告したことにより、解決したときは、その状況に応じ、地域住民等に与えている不安感を払拭するため、当該犯罪又は事案の解決に係る情報について、各種広報媒体等を活用して適切に情報提供を行うこと。

5 報告

警察署長は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める様式により、その都度、生活安全部長（府民安全対策課）宛てに報告すること。ただし、重要事件即報簿（大阪府警察捜査関係書類簿冊処理規程（昭和32年訓令第16号）別記様式第5号）により即報する場合にあっては(1)及び(2)の規定による報告を、風俗関係事件検挙報告書（「保安課関係の定期報告について」（平成26年1月28日例規（保）第3号）別記様式第6号）により報告を行う場合にあっては(2)の規定による報告を要しない。

(1) 性犯罪等及び声掛け等事案が発生した場合 性犯罪等及び声掛け等事案の発生報告書（別記様式第1号）

(2) 性犯罪等及び声掛け等事案に係る検挙、指導又は警告をした場合 性犯罪等及び声掛け等事案の検挙等報告書（別記様式第2号）